別記様式第２号

|  |
| --- |
| 社会福祉士及び介護福祉士法第４８条の４各号に該当しない旨の誓約書  年　　月　　日  　群馬県知事　あて    申請者　 住　　所    氏　　名  （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  　　社会福祉士及び介護福祉士法第４８条の４各号のいずれにも該当しない者であることを誓約  します。  ＜参照条文＞  ○社会福祉士及び介護福祉士法  　（欠格条項）  第４８条の４　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。  　(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過しな  　　い者  　(2) この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処  　　せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過しない者  　(3) 第４８条の７の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者  　(4) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前３号のいずれかに該当する者があるもの  ○社会福祉士及び介護福祉士法施行令  （法第４８条の４第２号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）  第１４条の２　法第４８条の４第２号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成２２年度等における子ども手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成２３年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第１２条の５第１５項及び第１７項から第１９項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。 |